

病診連携通信

日本救急医学会より救急科専門医指定施設に認定されました。

日本救急医学会より救急科専門医指定施設に認定されました。

当院が目指すべき救急医療体制は、いわゆる北米型ERのシステムです。治療を必要とする患者さんを区別することなく、基本的にまず全ての救急患者を受け入れ、その上で最善の策を講じる体制です。

現在、救急医療の向上のため、研修医・看護師・救急救命士の教育という重要な役割を担っています。その機能を十分に発揮するためには、地域との連携が重要です。関係医療機関や医師会、地域との連携をより深め救急医療の機能別分担も進めていく必要があると考えています。

救急科専門医指定施設 認定要件

1. 救急部門があること。
2. 各種の救急患者を診療していること。
3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
4. 院外心肺停止(CPA)患者を充分数受け入れていること。
5. 救急科専門医が2名以上常勤医として勤務していること。
6. 専門医の修練に適した設備が完備されていること。
7. 救急部門の専任医がいること。
8. 学会活動等救急医療に関する業績が充分あること。

※ただし、専門医指定施設の初回新規申請に限り、第5項の規定にしばられずに、救急科専門医が1名でも申請することができる。



日本病理学会 研修認定施設に認定されました

日本病理学会より「日本病理学会研修認定施設」に認定されました。

日本病理学会認定施設とは人体病理学を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設であり、日本病理学会が「認定施設認定審査細則」に定められた基準に基づいて認定されます。

日本病理学会研修認定施設 認定要件

- (1) 人体病理学を研修する者各人が4年間に著しく片寄らない剖検40例、同じく生検5,000件をみずから経験し研修するに十分な条件を備えていること。
- (2) 上記の条件を満たす事項として以下が顧慮される。
 - (イ) 年間剖検数(日本病理剖検輯報収録剖検例30例以上)
 - (ロ) 年間生検数(1,500件以上)
 - (ハ) 細胞診業務の実施状況
 - (ニ) 臨床病理検討会(CPC)の開催状況
 - (ホ) 剖検・生検資料の保管状況
 - (ヘ) 病理診断業務に関する精度管理状況
 - (ト) 病理業務関係要員、施設・機器などの整備状況
 - (チ) 研究・研修用図書の整備状況
- (3) 病理専門医研修指導責任者となりうる病理専門医研修指導医が専任していること。

